

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付について

小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けた児童のうち、在宅で日常生活を営むことに支障のある方に、日常生活用具を給付します。

1 対象者（次のすべてに該当する方）

- (1) 相模原市小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- (2) 「児童福祉法（小児慢性特定疾病に係る施策を除く）」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定により日常生活上の便宜を図るための用具の給付を受けることができない方

2 用具の種類

給付の対象となる用具の種目は「6 種目・対象者等」にある表の 18品目です。基準額を限度として給付を行います。

頭部保護帽・ストーマ装具（消化器系・尿路系）は、入院中や施設入所中の方にも支給できます。人工鼻など診療報酬の対象となる種目は、保険診療の対象となる範囲を超えたものが、給付の対象となります。

3 自己負担額

収入の状況に応じて、「7 徴収基準額」表の階層区分に規定する「徴収基準月額」の負担が必要です（なお、用具の価格が基準額を超えた場合は、基準額との差額分も自己負担となります）。

4 申請方法

- (1) 申請書類
 - ① 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書
 - ② 世帯調書
 - ③ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
 - ④ 希望する日常生活用具の見積書とカタログの写し

見積書について：

○給付希望商品を取り扱う業者へ見積書の作成を依頼してください。

見積書の宛先は相模原市長、種目は商品名や品番の記載もお願いします。

○紫外線カットクリーム、ストーマ装具（消化器系・尿路系）及び人工鼻の給付をご申請の方は、必ず商品名と個数、商品の入数の総数の記載が必要です。

○紫外線カットクリーム、ストーマ装具等の消耗品は、現在お持ちの受給者証に記載の有効期間内に必要となる数量としてください。

- ⑤ 住民税等に関する証明書等

ア 市区町村が発行する住民税課税証明書 ※

（生計を同一にする扶養義務者全員分、3か月以内に発行されたもの）

（R6. 4. 1 改正）

○令和6年4月～6月までの申請

令和5年度の課税証明書。

※令和5年1月1日に相模原市に住民登録がある場合は、課税証明書を省略できます。

○令和6年7月～令和7年3月までの申請

令和6年度の課税証明書。

※令和6年1月1日に相模原市に住民登録がある場合は、課税証明書を省略できます。

イ 生活保護を受けている方及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方：その旨を証明する書類

(2) 申請から納品までの流れ

① こども家庭課で申請の事前相談。

② 制度の対象となる場合、こども家庭課より申請書類を配布。

③ 申請者は必要書類を申請受付窓口（*こども家庭課または下記の窓口参照）に提出。

※ ③書類提出から④審査終了まで3週間程かかります。

④ こども家庭課にて審査の上、申請者に決定通知書を送付。

業者には日常生活用具給付券を送付（却下の場合は、却下決定通知書を送付）。

⑤ 申請者は業者と納品日を調整。

⑥ 日常生活用具の納品の際、申請者は決定通知書に記載された自己負担額を業者へ支払う。業者が提示する日常生活用具給付券に受領の署名。

〔※その後、業者は請求書とともに日常生活用具給付券をこども家庭課へ返送。〕
こども家庭課は公費負担額を業者へ支払う。〕

5 用具の管理

支給を受けた用具は、該当用具を給付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供することなく活用してください。修理は制度の対象外です。

申請 及び 申請書類配布の窓口

こども家庭課 保健事業班

中央区中央2-11-15（市役所本庁舎本館4階） 電話 042-769-8345（直通）

※申請書を配布する際、書類の不備等を防ぐために制度や必要書類について説明をしています。

来庁日時をあらかじめご予約ください（電話でのご相談も可能です）。

※下記の機関では、申請書類の提出ができます（申請の相談はできません）。

緑子育て支援センター	緑区合同庁舎4階	緑子育て支援センター 城山担当	城山総合事務所第1別館1階
中央子育て支援センター	ウェルネスさがみはらA館1階	緑子育て支援センター 津久井母子保健班	津久井保健センター1階
南子育て支援センター	南保健福祉センター3階	緑子育て支援センター 相模湖担当	相模湖総合事務所2階

※人工鼻など診療報酬の対象となる種目は、診療報酬の対象となる範囲を超えたものが、給付の対象となります。

※頭部保護帽・ストーマ装具（消化器系・尿路系）は入院中や施設入所中の方も給付の対象となります。

6 種目・対象者等

種 目	対 象 者	性 能 等	基準額（円）
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。 （手すりをつけることができる。）	4,900
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500
車椅子 （電動以外）	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（※参照）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380
電気式 たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000
紫外線 カット クリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	41,580
ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250
ストーマ装具 （消化器系）	人工肛門を造設した者（※参照）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	113,520
ストーマ装具 （尿路系）	人工膀胱を造設した者（※参照）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	149,160
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	128,700

7 徴収基準額

本人の属する世帯の階層区分				徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250	230	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	市区町村民税の所得割の額	3,000円以下	D1階層	2,900	290
			3,001 ~ 5,800円	D2階層	3,450	350
			5,801 ~ 8,700円	D3階層	3,800	380
			8,701 ~ 13,000円	D4階層	4,250	430
			13,001 ~ 17,400円	D5階層	4,700	470
			17,401 ~ 22,400円	D6階層	5,500	550
			22,401 ~ 28,200円	D7階層	6,250	630
			28,201 ~ 58,400円	D8階層	8,100	810
			58,401 ~ 75,000円	D9階層	9,350	940
			75,001 ~ 96,600円	D10階層	11,550	1,160
			96,601 ~ 121,800円	D11階層	13,750	1,380
			121,801 ~ 175,500円	D12階層	17,850	1,790
			175,501 ~ 221,100円	D13階層	22,000	2,200
			221,101 ~ 380,800円	D14階層	26,150	2,620
			380,801 ~ 549,000円	D15階層	40,350	4,040
			549,001 ~ 579,000円	D16階層	42,500	4,250
			579,001 ~ 700,900円	D17階層	51,450	5,150
			700,901 ~ 849,000円	D18階層	61,250	6,130
			849,001 ~ 1,041,000円	D19階層	71,900	7,190
			1,041,001円以上	D20階層	全 額	左の徴収基準月額の10%。 ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

※ 同一生計内に2人以上の対象者がいる場合、2人目以降の方については徴収基準加算額を適用する。

※ 指定都市（相模原市など政令で指定する人口50万以上の市）に住所を有する場合は、市町村民税所得割の額は、住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を基に決定します。